

閱覽用

平成 31 年 3 月 20 日

第 3 回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第3回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 31 年 3 月 20 日 (水) 午後 2 時 01 分から午後 3 時 11 分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

会長 19番 奥平 貢市

会長職務代理者 1番 野地 太郎

農業委員

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一

32番 佐藤 美由紀 33番 泉 佳男 34番 松本 正典

35番 遊佐 一夫 36番 渡邊 久 37番 大石 忠雄

38番 伊藤 金志

4 欠席委員

農業委員

2番 野地さよ子 委員

農地利用最適化推進委員

23番 平 義一 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用
施設等の届出について

第5 報告第3号 専決処分の報告について

(二本松市農業委員会規程の一部改正について)

第6 議案第18号 現況確認証明申請について

第7 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 第8 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第10 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認について(利用権貸借)
- 第11 議案第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に
対する意見について
- 第12 議案第24号 平成31年度二本松市農作業労働賃金基準について
- 第13 議案第25号 賃借料情報の提供について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地秀子 農地係長 野地 通 農地係 相川 誠

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、平成31年第3回二本松市農業委員会を
開会いたします。

（宣告 午後2時01分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、18名、推進委員19名中、18名で定足
数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、2番野地さよ子委員、23番平義一委員より欠席の旨報告がありまし
たので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則

第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 それでは、17番佐藤信喜智委員、18番菅野保治委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名 会議書記には、事務局職員・菊地秀子さんと野地通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

また、本日、追加資料として、報告第3号「専決処分の報告について」(二本松市農業委員会規程の一部改正について)を配付いたしましたので、ご確認ください。

それでは、日程第4、報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

(事務局報告)

議長（奥平貢市）会長 事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

以上で報告第2号についての報告を終わります。

それでは、日程第5、報告第3号「専決処分の報告について」（二本松市農業委員会規程の一部改正について）を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

（事務局報告）

議長（奥平貢市）会長 事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

以上で報告第3号についての報告を終わります。

次に、日程第6、議案第18号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（佐藤勝則）委員

議案第18号1番と2番について現況確認の報告をいたします。3月4日午前中に推進委員の松本委員、平委員と私と事務局より森島さんの4名で現地を確認してまいりました。1番につきましてはかなり、養蚕業廃業後は桑木等がだいぶ太くなって荒廃しておりましたので、これは非農地と判定いたしました。

2番につきましては、■■■■さんの畑そのものは荒廃化しているんですけども、その周辺は今もって田んぼ、畑等で作付されている現状でございます、この農地だけ非農地とするわけにはいかないのではないかということで、今回は非農地判定をしないということで畑のままということで判断いたしますので皆様のご審議よろしくお願いします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第18号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは議案第18号については、1と2に分けて採決いたします。

議案第18号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を

お願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市) 会長 全員賛成ですので、議案第18号1については原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に、議案第18号2について、農地と判定し非農地証明をしないことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市) 会長 全員賛成ですので、議案第18号2については農地と判定し、非農地証明をしないことに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(奥平貢市) 会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番(齋藤弘美) 委員

議案第19号番号1について調査内容を報告いたします。3月17日に譲受人・■■■■さんと譲渡人・■■■■さんから内容を聞き取り、推進委員・安齋浩一さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、代替地取得のための移転であり特に問題がないため許可相当と考え

ます。

続きまして、議案第19号番号2、3について調査内容を報告いたします。

番号2の■■■■さんと番号3の■■■■さんは親子ですので代表して■■■■さんと■■■■さんから3月17日内容を聞きとり、推進委員・安齋浩一さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、農地集約のための番号2と番号3の交換移転で、特に問題がないため番号2と番号3は許可相当と考えますのでご審議よろしく申し上げます。

4番（佐藤勝則）委員

議案第19号の4、5、6について聞き取り調査並びに現地確認調査の報告をいたします。

番号4、この■■■■さんというのはもともと■■■■に住んでいた方でありまして、震災後に二本松市のほうに移転された方でございます。譲受人の■■■■さんも同じ■■■■で、この■■■■さんの田んぼを現在借りて作付しているということもありまして、規模拡大ということで私といたしましては平委員とともに許可相当と思われまます。

続きまして、5番につきましても同じ内容でございます。譲受人の■■■■さんに現地確認並びに聞き取り調査しましたところ間違いのないということで、これも許可相当と思われまます。

6番につきましては、去る16日の午後、■■■■さんには前日に電話いたしました。当日都合が悪いということで欠席だったんですけれどもその際に

電話で確認いたしました。譲受人の■■■■さんにつきましては16日の午後から松本委員とともに立ち会いの中現地確認と聞き取り調査を行いました結果、申請内容に間違いがないということでありましたので、私といたしましては許可適当と思われまますので皆様のご審議よろしくお願いいたします。

13番（安齋 栄） 委員

議案第19号7について調査内容を報告いたします。16日にそれぞれ連絡を取りまして、17日の日に譲受人・■■■■氏に推進委員・遊佐一夫委員とともに聞き取り説明を受けました。申請理由は事務局説明のとおりです。なお、■■■■さんは定年退職後、ワインのブドウの生産をやりたいということでした。譲渡人の■■■■さんは当日都合が悪く電話での聞き取りということでした。申請に間違いがないことを確認いたしました。私としては何ら問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

18番（菅野保治） 委員

議案第19号番号8について調査内容の報告をいたします。3月17日午後3時より佐藤推進委員とともに譲渡人の■■■■さんとは自宅において話を伺いました。これまでも新規就農の方に貸していたというような話で、去年はその新規就農の方が近くに借りる農地があり、去年は1年間荒らしてしまったというような話でありました。代替地ということで■■■■さんは安心しているような話でありました。その次に譲受人の■■■■さんは現地において話を伺い、これから菊を作るというような話でありましたので、私は許可適当であると思

いますが皆様方の判断よろしくをお願いします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

1 番（野地太郎）委員

参考のために有償移転の価格を教えてくださいたいと思います。

議長（奥平貢市）会長 事務局をお願いします。

事務局 野地太郎委員のほうからご質問あった売買代金について申し上げます。番号1については売買代金10アール当たり [REDACTED] 円。番号4については売買代金10アール当たり [REDACTED] 円。番号5については売買代金10アール当たり [REDACTED] 円。番号6については売買代金10アール当たり [REDACTED] 円。番号7については売買代金10アール当たり [REDACTED] 円。番号8については売買代金10アール当たり [REDACTED] 円。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

そのほか質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、ないようですので採決いたします。

議案第19号1から8について、原案のとおり許可することに賛成の委員は

挙手をお願いいたします。

(全員挙手数)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第19号1から8については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員

議案第20号番号1から6についての調査内容の報告をいたします。番号1から6は同一の改良工事ですので、3月14日に推進委員の安齋浩一さんとともに申請人・■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんから内容を聞き取り3月17日に現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、水害を防ぐための嵩上げ工事による一時転用なので特に問題がないため、1から6については許可適当と考えるのでご審議よろしくをお願いいたします。

16番（三浦喜周）委員

議案第20号7について現地調査の結果をご報告申し上げます。3月14日

に武藤健之推進委員と現地において[REDACTED]さんからお話を伺いました。内容的には事務局説明のとおりですので、私としては許可相当と思います。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第20号1から7について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第20号1から7については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5 番（松本 太）委員

議案第 21 号番号 1 の現地調査の報告をいたします。3 月 18 日、譲渡人・
■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんから電話確認をいたしまして、3
月 18 日午後 4 時より譲受人の■■■■の■■■■
■■■■さんより確認と、遊佐幸吉推進委員と 3 人で現地調査をいたしました。内
容は事務局の説明のとおりです。私といたしましては許可相当と思います。皆
様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案第 21 号番号 2 の調査報告をいたします。貸付人・■■■■
■■■■さんから電話で確認しまして、3 月 18 日午後 3 時より借受人の■■■■さ
んと遊佐幸吉推進委員と私の 3 人で現地確認をいたしました。内容は事務局説
明どおりですが、顛末書も出ております。また、周りは畑も見当たらず、周辺
住民にも影響がないということでやむを得ず許可すると考えましたのでご審議
よろしくお願いたします。

6 番（齋藤弘美）委員

議案第 21 号番号 3 について調査内容を報告いたします。貸付人・■■■■
さんと借受人・■■■■さん、■■■■さん夫婦は親子ということで、父親の■■■■
■■■■さんから 3 月 17 日に推進委員の安齋浩一さんとともに内容を聞き取り現
地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果近隣の営農
に問題がないため許可相当と考えますので、ご審議よろしくお願いたします。

1 番（野地太郎）委員

本来は、2番の野地さよ子委員がここで発表するわけだったんですが、野地さんが今日欠席なものですから代わって報告したいと思います。議案第21号の4番について説明をいたします。3月16日、11時に推進委員の佐藤孝さんと■■■■さん、そして■■■■さんのご夫妻に立ち会っていただきまして現地確認をしてまいりました。事務局の説明のとおりでありまして顛末書も出ております。自分たちとしても雨水処理も整備されているし、転用に支障なしと判断いたしましたので皆さんのご審議よろしくお願ひしたいと思います。

16番（三浦喜周）委員

5番について説明いたします。3月14日に武藤健之推進委員と現地に行つて、■■■■さんと旦那さんは病院に行っていないということで息子さんと話をしてきました。■■■■さんは長距離運転手なものですから携帯電話でお話をいたしました。■■■■の担当者の■■■■さんとお話をいたしまして、国道349の改修工事なんです。船引から川俣までの間はあちこちで大規模な改修工事が行われておりまして、工事そのものは既に始まっているんです。仮設を作る場所というのは旧道と新しい道路の間の空き地で持ち主の人も何も使っていないこともあり、許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

3番（武藤善朗）委員

議案第21号番号6について調査内容を報告をいたします。3月16日、佐藤推進委員とともに貸付人の■■■■さん及び借受人の■■■■

■■■■■さん、同じ方ですが聞き取り現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果、隣接地の方の同意を得ているということで特に問題がないため許可適当と考えます。ご審議よろしく願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第21号1から6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第21号1から6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（奥平貢市）会長 議案中でございますが、5番松本委員が所用のため

退席しましたことを報告しておきます。

(午後2時45分 5番松本太委員 退席)

議長(奥平貢市) 会長 それでは、事務局の説明が終わりました。

本議案中65について、XXXXXXXXXX委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっています。

よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長(奥平貢市) 会長 まず、議案第22号1から64について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

16番(三浦喜周) 委員

中間管理機構の期間と申しますか、5年9ヶ月のところと10年9ヶ月のところと2通りありますよね。賃借料についてはただの人と12,000円くらいの人とありますが、どこでそういう判断しているのか疑問なんです。

議長(奥平貢市) 会長 事務局説明お願いいたします。

事務局 中間管理機構の借入期間及び金額の部分でございますが、今回大規模な借り入れが行われます。今まで貸し借りをしていました部分につきましても中間管理機構でまとめて貸借を行うということで、農業委員会事務局で詳しいことはお聞きしておりませんが、今までのそれぞれの貸借の経緯も含めてこういう金額の設定がされたんであろうと推測しているところでございます。

なお、5年及び10年の期間の関係につきましては、こちらも当事者間の期

間の設定の話し合いの中で決まったものというふうに考えております。

議長（奥平貢市）会長 以上でよろしいですか。

そのほか質問、ご意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、それでは議案第22号1から64について採決いたします。

議案第22号1から64について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第22号1から64については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第22号65について審議いたします。

委員の除斥を求めます。

（委員 退席）

議長（奥平貢市）会長 これより、議案第22号65についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第22号65について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手

をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第22号65については、
原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 報告します。議案第22号65については、原案の
とおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第23号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分
計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第23号1から9について、原案のとおり承認することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第23号1から9については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第24号「平成31年度二本松市農作業労働賃金基準について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第24号「平成31年度二本松市農作業労働賃金基準について」、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第25号「賃借料情報の提供について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（奥平貢市）会長　　以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第25号「賃借料情報の提供について」、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第25号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成31年第3回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後3時11分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成31年3月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 佐藤 信喜智

署 名 委 員 菅野 保治